

「さいたまけん★こどものこえ」メンバー募集に係る広報業務委託 質問回答

令和7年3月6日(木)17時までに提出のあった質問事項について、下記のとおり回答いたします。

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	令和6年度の第1回アンケート結果について	第1回アンケート結果を今後、県の取り組みにどのように反映するのか、開示可能でしたら、ご教示ください。	第1回目のアンケートは、「埼玉県こども・若者計画(案)」をテーマとして実施し、計画作成の参考としました。以下のページに結果の概要を公開していますので、参考としてください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoeanketo01.html) また、第2回目以降のアンケート結果については、現在集計中ですが、県の施策をより良いものとするための参考とさせていただく予定です。
2	令和6年度の第1回アンケート結果について	アンケート以外の「その他、こどもの意見表明に関する取組への協力」とは具体的にどういった内容になりますでしょうか？令和6年度ですでに実施のものがありましたら、ご教示ください。	Webアンケート以外で、県からこどものこえのメンバーに聞きたいことや、お願いしたいことがあった場合に、協力を依頼することを想定しています。 令和6年度は実施せず、令和7年度についても、現時点で具体的に予定しているものはありません。
3	チラシ・ポスター・動画について	作成したチラシ・ポスターの予定されている配布先を教えてください。 また、配布先について、小学校300校、中学校200校、高校100校のように校数の目安もしくは割合のご提示が可能でしたらお願いいたします。(広告でどの層に力を入れるかの参考にする為です。)	配布先は、県内の子育て支援施設や学校等を予定しています。 特定の年代に偏ることなく、バランス良くメンバーが集まるように、広報を実施してください。(令和6年度は、高校生のメンバーの割合が少ない状況でした。)
4	チラシ・ポスター・動画について	過去の「こどものこえ」参加メンバーに撮影協力を打診することは可能でしょうか？ 現時点で可否は分からないかと思いますが、依頼自体可能でしょうか？	こどものこえメンバーをチラシ・動画等の広報媒体に出演させることはご遠慮ください。
5	チラシ・ポスター・動画について	人物を撮影する場合、 ・男女偏らずに出演させる ・肖像権等の権利を埼玉県に帰属する 以外に何か制約はございますでしょうか？ (例：県内の指定高校の制服がマストなど)	記載していただいた内容以外に制約はありませんが、仕様書にも記載したとおり、特定の価値観等に偏ることなく、多様な意見を聴くという趣旨が伝わるよう、ご配慮ください。

No.	質問		回答
	項目	内容	
6	チラシ・ポスター・動画について	ナレーションは男性、女性のいずれかのかみの起用でも構いませんか？ 現在の動画が男女の声を起用しているため、確認でした。	仕様書上必須ではありませんが、構成上複数人が登場する場合は、極力、男性・女性ともに出演させるなど、最大限の配慮をお願いします。
7	チラシ・ポスター・動画について	新たに作成したキャラクターを用いることは可能でしょうか？	可能です。 ただし、仕様書にも記載したとおり、成果物等に対する著作権等は県に帰属すること、成果物等を活用し県で独自に広報を実施する場合がありますことにご留意ください。
8	SNSについて	埼玉県公式YouTubeアカウント以外に、「埼玉県公式Instagram」、「埼玉県庁X」、「埼玉県庁LINE」、「こども応援ネットワーク埼玉LINE」「埼玉県庁Facebook」のアカウントは広告や情報発信で使用可能でしょうか？	埼玉県公式X、LINE、Facebookアカウントについては、メンバー募集開始時に、県で投稿を実施する予定です。受託者は、これらの県公式アカウントを利用しての広報は実施できません。 また、県公式Instagramは、県で投稿を実施する予定はなく、受託者も利用できません。 県公式YouTubeアカウントについては、本委託業務で作成した動画を県で掲載します。YouTubeを活用した広報を実施する場合は、こちらに掲載した動画を広告配信してください。なお、作成した動画以外を掲載することはできません。
9	SNS広告について	既存のさいたま県庁のSNSアカウントは、全て広告配信用に使用可能でしょうか。 (X、Instagram、facebook、LINE、Youtube)	埼玉県公式X、LINE、Facebookアカウントについては、メンバー募集開始時に、県で投稿を実施する予定です。受託者は、これらの県公式アカウントを利用しての広報は実施できません。 また、県公式Instagramは、県で投稿を実施する予定はなく、受託者も利用できません。 県公式YouTubeアカウントについては、本委託業務で作成した動画を県で掲載します。YouTubeを活用した広報を実施する場合は、こちらに掲載した動画を広告配信してください。なお、作成した動画以外を掲載することはできません。
10	動画広告について	動画広告を出す場合、広告動画を非公開でもいいのでYoutubeアカウントに上げる必要があるのですが、それは可能でしょうか。	本委託業務で作成した動画は、県公式YouTubeアカウントに県で掲載します。YouTubeを活用した広報を実施する場合は、県公式YouTubeアカウントに掲載した動画を広告配信してください。
11	広告の効果検証に関して	広告の効果検証のために、サイトにコンバージョンタグを設置いただくことは可能でしょうか。	県ホームページの設定変更を伴うものについては、設置できません。

No.	質問		回答
	項目	内容	
12	LINE登録者について	LINEの友達登録者が68万人いらっしゃいますが、このうち18歳未満の人数を教えてくださいませんか。	登録者の内訳については、非公開とさせていただきます。
13	ポスターのデザインについて	ポスターのデザインがチラシ表面と同一であることは必須でしょうか？	受託者の負担軽減のため、仕様書上、作成したチラシの表面をポスターに転用することとしました。そのため、受託者の判断で、チラシとポスターを別のデザインで作成していただくことは問題ありません。
14	「さいたまけん★こどものこえ」について	現在参加している子どもたちの参加動機に関するアンケートはありますか？	ありません。
15	「さいたまけん★こどものこえ」について	今後アンケート以外の方法で子どもたちの意見を集める予定はありますか？	こどものこえメンバーに対して、アンケート以外で意見聴取を実施する予定は、現時点ではありません。
16	「さいたまけん★こどものこえ」について	登録方法については小学生、中高生それぞれのくくらい時間がかかるものでしょうか？また周りの大人たちの手伝いが必要なものでしょうか？	個人差はあると思いますが、氏名、年齢、住所等の登録のほか、身分証画像のアップロードが必要なため、5～10分程度要するものと思われます。登録が難しい場合は、保護者の方と一緒に作業するよう、募集案内時に呼びかけています。 なお、登録の大まか流れについては、令和6年度の募集チラシをご参照ください。
17	令和6年度の実績について	令和6年度における広告出稿の実績について差し支えなければご教授いただきたいです。	Google、Yahoo!、YouTube、LINEでのインターネット広告を実施しました。 具体的な実績については、非公開とさせていただきます。
18	令和6年度の実績について	令和6年度の広告業務について課題点と継続したい点があれば教えてください。	令和6年度は1,000人を大きく超える応募があり、目標の応募者数を達成することができました。 一方、応募者に占める高校生の割合が少なかったことが課題です。
19	広告出稿について	指定の媒体や配信NGの媒体があればご教示いただきたいです。	広告媒体の指定はありません。メンバーの応募者数が最大化するようにご提案ください。
20	広告出稿について	広告バナーは5月23日に納品予定となっておりますが、広告出稿期間中に貴庁にご確認いただいた上で納品時とは異なる画像に差し替えることは可能でしょうか？	広告実施中のバナー画像の差し替えは可能ですが、追加の委託料の支払いはできません。
21	広報動画について	広報動画の活用方法や、放送する場所についてご教示いただきたいです。	県ホームページ、県公式YouTubeチャンネルへの掲載を予定しています。その他の放映場所については未定ですが、令和6年度は、埼玉高速鉄道での車内広告、包括連携協定を結んでいる企業や私立学校のサイネージ、イベントでの放映等を行いました。

No.	質問		回答
	項目	内容	
22	独自提案について	SNSを使用した独自提案を行う場合、貴庁ご指定のアカウントはありますか？	広告媒体の指定はありません。メンバーの応募者数が最大化するようにご提案ください。
23	企画提案書について	「※再委託を予定している場合は、その旨を記載すること」という注意書きについては、弊社と業務委託契約をし、SNS業務の多くのクリエイティブを担っている個人事業主も提案書に記載すべきでしょうか？	全て記載してください。 なお、再委託を実施する場合は、契約後の業務着手前に県への申請が必要になります。申請方法等については、契約時にご案内させていただきます。
24	企画提案書について	弊社の実績や提案内容を説明するために動画データをお送りすることは可能でしょうか？またプレゼンテーション中に再生してご覧いただくことは可能でしょうか？	問題ありません。 なお、動画放映時間も、プレゼンテーションの制限時間に含まれます。
25	仕様書 4 業務委託の内容 (1) イ 広報動画	制作した広報動画は、ロングバージョン、ショートバージョンそれぞれどのような使い方を想定されていますでしょうか。	ショートバージョンは主として、インターネット広告を実施する際の活用を想定しています。 ロングバージョンは、こどものこえに興味を持ち、県ホームページにアクセスしていただいた方に、制度をより理解してもらうために活用することを想定しています。
26	仕様書 4 業務委託の内容 (1) イ 広報動画	制作した広報動画は、以前の広報動画同様、YouTube「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが)」内で広く一般の方が閲覧できるような形で公開されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	仕様書 9 「こどものこえ」概要	これまで「さいたまけん★こどものこえ」メンバーから寄せられた声を元に、県の施策に反映された事例がございましたら教えていただけますでしょうか。	第1回目のアンケートは、「埼玉県こども・若者計画(案)」をテーマとして実施し、計画作成の参考としました。以下のページに結果の概要を公開していますので、参考としてください。 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoeanketo01.html) また、第2回目以降のアンケート結果については、現在集計中ですが、県の施策をより良いものとするための参考とさせていただきます。